

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 30 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和 4 年立川市条例第 18 号）第 5 条に定める学校給食費の額を変更するため。

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則（令和4年立川市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食あたりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校第1学年及び第2学年の児童 <u>296円</u></p> <p>(2) 小学校第3学年及び第4学年の児童 <u>315円</u></p> <p>(3) 小学校第5学年及び第6学年の児童 <u>334円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒 <u>387円</u></p> <p>(5) 小学校の給食を喫食する教職員等 <u>334円</u></p> <p>(6) 中学校の給食を喫食する教職員等 <u>387円</u></p> <p>2 ……略……</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食あたりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校第1学年及び第2学年の児童 <u>271円</u></p> <p>(2) 小学校第3学年及び第4学年の児童 <u>288円</u></p> <p>(3) 小学校第5学年及び第6学年の児童 <u>306円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒 <u>354円</u></p> <p>(5) 小学校の給食を喫食する教職員等 <u>306円</u></p> <p>(6) 中学校の給食を喫食する教職員等 <u>354円</u></p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。